島根原子力発電所 品質保証活動の実施状況

（2024 年度　上期）

中国電力株式会社

目　次

１．はじめに ･･･ 1
２．品質方針 ･･･ 2
３．品質目標 ･･･ 3
４．原子力発電所の運転に関する業務 ･････････････････････････････････ 6
５．請負･委託 ･･ １０
６．島根原子力発電所　品質保証活動に係る体制 ･･･････････････････････ １２
７．教育･訓練 ･･ １４
８．定期事業者検査 ･･ １４
９．内部監査 ･･ １４
１０．不適合管理 ･･ １６
１１．原子力安全文化の育成･維持活動 ･････････････････････････････････ １７
１２．マネジメントレビュー ･･ １９
別紙１．島根原子力発電所の教育訓練実績（2024 年度　上期）････････････ ２０

1．はじめに

原子力施設の安全を達成・維持・向上する活動の基本は、原子力安全に影響を与えるすべてのプロセスについて、これを計画し、実施し、評価し、改善するという Plan-Do-Check-Act（以下、「PDCA」という。）のサイクルを廻すことによって、原子力安全の達成を強固にしていくことです。

2020 年 4 月に品質マネジメントシステムに係る法令「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」が施行され、この法令に従って品質マネジメントシステムの仕組みを構築し、管理・運用して継続的に改善することが求められています。具体的な取り組みとしては「経営者の責任」＝Plan、「業務の計画および実施」＝Do、「評価、改善」＝Check、Act の PDCA のサイクルを廻し継続的改善を図っています。（「主な品質保証活動の業務プロセス関連図」参照）

本報告は、「品質マネジメントシステム」に則り、島根原子力発電所で実施した品質保証活動について報告するものです。

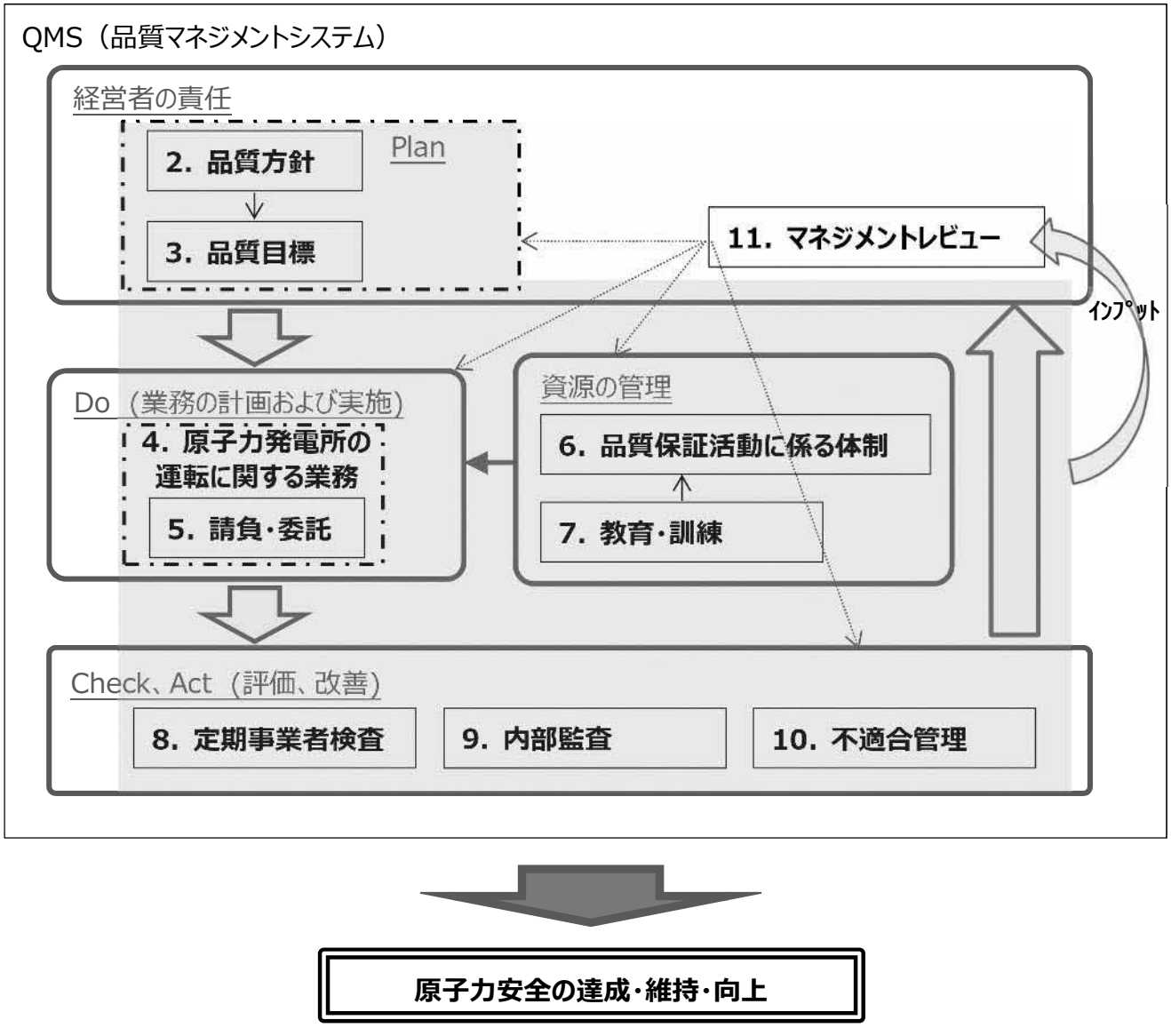

主な品質保証活動の業務プロセス関連図

２．品質方針

○目的

品質方針（「原子力品質方針」、「施設管理の実施方針」および「原子力安全文化育成・維持方針」の総称。）は、組織としての品質（原子力安全）にかかわる全般的な方向付けとなるものであり、トップマネジメント（社長）が策定します。品質方針には、要求事項への適合、および品質マネジメントシステムの実効性を継続的に改善することに対するコミットメントの表明を含めることが求められています。

○品質方針の改正

「施設管理の実施方針」および「原子力安全文化育成・維持方針」を改訂しました。

＜原子力品質方針＞：2023 年 6 月 28 日

原子力安全の一義的な責任を担う者として、原子力発電所の建設・運営・廃止措置にあたっては、法令・規制要求等のルールを遵守することはもとより、現場、現物、現実を重視する３現主義を念頭に、確実な品質保証活動を主体的に行うことで、世界最高水準の原子力安全を目指すとともに、公正・透明な業務運営を通じて、地域の皆さまからの理解と信頼の獲得を目指す。

１．必要な資源を確保し、自らの役割と責任を自覚して、原子力安全を最優先に品質保証活動を積極的に推進する。

２．原子力安全に係る知見や情報を収集してリスク評価を行い、必要な対策を実施して、原子力安全の向上を目指す。

３．常に問いかける姿勢を持って、品質マネジメントシステムを継続的に改善する。

４．教育・訓練を確実に実施して、個人および組織全体の建設、運転・保守、廃止措置、緊急時における技術の継承を図るとともに、対応能力の向上を目指す。

＜施設管理の実施方針＞：2024 年 4 月 26 日

（改訂主旨：島根２号機の高経年化技術評価を踏まえた保安規定の変更）

原子力に従事する誇りと責任を持ち、島根原子力発電所の保守管理の不備を深く反省し、確実な品質保証活動を通じて原子力安全最優先で施設管理を実施する。

１．常に問いかける姿勢を持ち、品質マネジメントシステムを人から押し付けられたものでなく、自分たちのルールとして改善を行う。

２．経営層、電源事業本部と発電所および発電所各課間での意思疎通を図り、報告する文化を育て、風通しの良い職場を創る。

３．関係会社、協力会社と協働し一体となって、より高度な施設管理を達成する。

４．運転開始後３０年を経過している島根２号機については、長期施設管理方針を反映した保全計画を確実に実施していく。

＜原子力安全文化育成・維持方針＞：2024 年 6 月 7 日

（改訂主旨：電源事業本部に安全文化の活動を集約および原子力安全監理部門の新設）

原子力発電所の建設・運営・廃止措置における活動の基礎となる原子力安全文化について、地域社会を始めとする社外からの意見も取り入れながら、自己評価と監視に誠実に取り組むとともに、過去からの教訓である「常に問いかける姿勢」、「報告する文化」を忘れることなく、エクセレンスをめざして絶えず育成・維持します。

1．原子力安全最優先

原子力発電所の保安活動に携わるすべての人が、それぞれの立場でリーダシップを発揮して、原子力安全最優先で業務にあたります。

2．常に問いかける姿勢

潜在的な問題も抽出・把握して、自主的かつプロアクティブ（能動的、先取り）に、パフォーマンスの改善に取り組みます。

3．報告する文化

社内および協力会社とのコミュニケーションを密にして、何でも報告・相談できる職場環境をつくります。

3．品質目標

○目的

品質目標（「原子力品質目標」、「施設管理目標」および「原子力安全文化育成・維持活動目標」の総称。）は、社長が定めた品質方針との整合がとれているものとし、業務・原子力施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標を毎年度初めに島根原子力発電所長が策定します。策定後は設定した品質目標に従った成果が出ているかどうかを監視測定し、計画どおり進んでいない場合またはその恐れがある場合には、必要な対策を実施します。

○活動実績

策定した品質目標に従い活動し、監視測定により実施状況を確認しています。なお、施設管理の実施方針の追加に伴い、長期施設管理に関わる施設管理目標を追加しました。

●原子力品質目標

原子力品質方針	具体的方策
1.必要な資源を確保し、自らの役割と責任を自覚して、原子力安全を最優先に品質保証活動を積極的に推進する。	✧ 再稼働工程・運転開始要件の管理 ✧ 使用前事業者検査への適切な対応 ✧ 島根 2 号機運転管理（現場巡視による異常徴候の発見とフォロー） ✧ 固体廃棄物貯蔵所保管裕度の確保（固体廃棄物貯蔵所保管状況の確認・フォロー、NR 制度の積極的な活用） ✧ 島根 1 号機廃止措置計画に基づく工事等の確実な実施 ✧ 特重施設等設置に向けた適切な対応 ✧ 放射線被ばく管理（ALARA 活動による被ばく低減、プラント再稼働後の亜鉛注入の実施）

原子力品質方針	具体的方策
2.原子力安全に係る知見や情報を収集してリスク評価を行い、必要な対策を実施して、原子力安全の向上を目指す。	✧ リスクマネジメントのセルフアセスメントで抽出された課題への対応 ✧ 気付き力の向上評価 ✧ 気付き力向上施策の実施（マネジメントオブザベーション（ＭＯ）に係るトレーニングの実施）
3.常に問いかける姿勢を持って、品質マネジメントシステムを継続的に改善する。	✧ 新規制基準に係る保安規定の変更申請内容への適切な対応
4.教育・訓練を確実に実施して、個人および組織全体の建設、運転・保守、廃止措置、緊急時における技術の継承を図るとともに、対応能力の向上を目指す。	✧ 緊急時対策要員に必要となる力量付与訓練の実施 ✧ 緊急時対策要員に必要となる成立性確認訓練の実施

●施設管理目標

施設管理の実施方針	具体的方策
1.常に問いかける姿勢を持ち、品質マネジメントシステムを人から押し付けられたものでなく、自分たちのルールとして改善を行う。	✧ 新規制基準設備の点検計画案の作成 ✧ 3 号機設備の点検計画案の作成 ✧ 再稼働前の系統、機器の健全性評価の管理 ✧ 2 号機セメント固化設備設置に向けた適切な対応 ✧ 長期施設管理計画の認可
2.経営層、電源事業本部と発電所および発電所各課間での意思疎通を図り、報告する文化を育て、風通しの良い職場を創る。	✧ 新規制対応工事の計画的な実施
3.関係会社、協力会社と協働し一体となって、より高度な施設管理を達成する。	✧ 不適合未満の設備不具合に対する確実な対応
4.運転開始後３０年を経過している島根２号機については、長期施設管理方針を反映した保全計画を確実に実施していく。	✧ 事故時雰囲気内で機能要求される原子炉格納容器内の難燃 PN ケーブルの取替 ✧ 実績過渡回数が運転開始後 60 年時点の推定過渡回数を上回らないことの確認 ✧ 原子炉の運転サイクル・照射量を勘案した第 3 回監視試験の実施時期計画の策定検討 ✧ 炭素鋼配管の流れ加速型腐食に対する運転開始後 60 年時点での健全性評価または配管取替の実施

●原子力安全文化育成・維持活動目標

原子力安全文化育成・維持方針	安全文化10Traits	具体的方策
1.安全最優先の組織風土	安全に関する責任	✧「コンプライアンス推進計画書」に基づく活動の実施 ✧ 安全文化講演会の聴講
	意思決定	―
	強いリーダーシップ	✧ 発電所ファンダメンタルズ通信の発信（良好なコミュニケーションと共通） ✧ 管理職によるマネジメントオブザベーション（ＭＯ）の実施 ✧ 協力会社表彰申請の啓発活動 ✧ 発電所員表彰申請の啓発活動
2.継続的改善	常に問いかける姿勢	✧ 業務点検活動の実施（継続的学習と共通） ✧ 職場話し合い研修の実施（委託管理に関する研修、適切な発注業務に係る教育を含む）（継続的学習と共通） ✧ 行動基準の策定、振り返りの実施（継続的学習と共通） ✧ 転入者および新入社員に対する研修（継続的学習と共通）
	継続的学習	✧ 業務点検活動の実施（常に問いかける姿勢と共通） ✧ 職場話し合い研修の実施（委託管理に関する研修、適切な発注業務に係る教育を含む）（常に問いかける姿勢と共通） ✧ 行動基準の策定、振り返りの実施（常に問いかける姿勢と共通） ✧ 転入者および新入社員に対する研修(常に問いかける姿勢と共通) ✧ 評価値が低い「継続的学習」に関する分析・評価の実施
	問題の把握と解決	―
	作業プロセスの維持	✧ 官庁等への手続きの確実な実施 ✧ 作業前ミーティングの確実な実施
3.コミュニケーションの充実	良好なコミュニケーション	✧ 発電所ファンダメンタルズ通信の発信（強いリーダーシップと共通） ✧ 役員と発電所員との意見交換（尊重し合う職場環境と共通） ✧ 参加要請を受けた地域行事等への全員参加
	問題提起できる環境	―
	尊重し合う職場環境	✧ 発電所長・副所長との意見交換会の実施 ✧ 役員と発電所員との意見交換（良好なコミュニケーションと共通） ✧ 発電所親睦行事の実施

４．原子力発電所の運転に関する業務

○目的

原子力施設の安全確保のために必要な業務※に関しては、原子力施設の安全を達成・維持するため、ＱＭＳ文書に業務の実施計画を定め、ＱＭＳ文書に従い実施しています。

※原子力施設の安全確保のために必要な業務：『運転管理』、『燃料管理』、『放射性廃棄物管理』、『放射線管理』、『緊急時の措置』、『廃止措置管理』など。

○主な活動実績

●島根 2 号機の運転実績

	2024 年度（上期）
発電電力量(百万 kWh)	0
設備利用率(%)	0.0

設備利用率＝発電電力量／（許可出力×暦時間数）×100

（注意）定格熱出力一定運転により、設備利用率が 100%を超える場合があります。

●使用済燃料貯蔵実績

原子力発電では、天然ウランを製錬、濃縮したウラン燃料（ペレット）を使用しています。

燃料は、ペレットを金属管に詰めた燃料棒の集合体にして、原子炉内で 4 年から 5 年間燃やされます。

号機	貯蔵容量	項目	2024 年度(上期)※1
1 号機	1,140 体	発生量	0 体
		搬出量	0 体
		貯蔵量	722 体
2 号機	3,518 体	発生量	0 体
		搬出量	0 体
		貯蔵量	1,956 体
合計	4,658 体	貯蔵量	2,678 体

※1 燃料集合体の数量を示す。

●使用済燃料輸送実績

使用済燃料は、ウラン、プルトニウムを含んだ有用なエネルギー資源です。発電所では、再処理するまでの間適切に貯蔵するほか、一部は日本原燃(株)、（独）日本原子力研究開発機構、海外の核燃料再処理施設へ輸送しています。

号機	輸送先	2024 年度(上期)※2
1 号機	日本原燃(株)	0 体
	（独）日本原子力研究開発機構	0 体
	英国：NDA	0 体
	フランス：Orano 社	0 体
2 号機	日本原燃(株)	0 体
	（独）日本原子力研究開発機構	0 体
	英国：NDA	0 体
	フランス：Orano 社	0 体

※2 燃料集合体の数量を示す。

●放射性廃棄物処理実績

«放射性気体・液体廃棄物»

放射性物質を含んだ気体・液体の廃棄物は発電所建物内の廃棄物処理設備で安全に処理し、一部については安全を確認したうえで放出します。

廃棄物の種類		放出管理目標値	2024 年度(上期)
気体廃棄物	希ガス	年間：4.0×10^{14}Bq	ＮＤ
	ヨウ素	年間：2.2×10^{10}Bq	ＮＤ
液体廃棄物（トリチウムを除く）		年間：3.7×10^{10}Bq	ＮＤ

注：ND：検出下限値未満

・希ガス： 2×10^{-2} Bq/cm^3 未満

・よう素 131： 7×10^{-9} Bq/cm^3 未満

・よう素 133： 7×10^{-8} Bq/cm^3 未満

・液体廃棄物： 2×10^{-2} Bq/cm^3 未満（^{60}Co に対する値を代表として示す）

«放射性固体廃棄物»

発電所で発生した固体廃棄物は、発電所内の固体廃棄物貯蔵所で適切に保管しています。

・固体廃棄物＝発電所で使用したフィルターや作業に使った紙、布等を圧縮・焼却したものをドラム缶に詰めたもの。低レベル放射性廃棄物。

	2024 年度(上期)※3
発生量	1,962
焼却等減容量	867
搬出減少量	0
年度末保管量	39,287
保管容量	45,500
日本原燃(株)への搬出量	0

※3 ：200 リットルドラム缶相当本数

«高レベル放射性廃棄物»

海外で使用済燃料を再処理した後、発生した高レベル放射性廃棄物は、ガラス固化体にして、順次日本に返還され、青森県六ヶ所村にある日本原燃（株）の高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターに貯蔵しています。

	2024 年度(上期)※4
返還本数	0 本
再処理工場	－

※4 ガラス固化体の数量を示す。

●放射線量管理

原子力発電所で働く人は放射線業務従事者に指定され、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告に基づき法令に定められた線量限度（100 ミリシーベルト/5 年、かつ 50 ミリシーベルト/年）を超えないよう厳重に管理しています。

項目		2024 年度(上期)
放射線業務従事者数（人）	社員	544
	社員外	3,078
	合計	3,622
総線量（人・シーベルト）	社員	0.00
	社員外	0.05
	合計	0.06
平均線量（ミリシーベルト）	社員	0.0
	社員外	0.0
	合計	0.0

●トラブル事象

「電気事業法」「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき報告するものは、機器の故障等による原子炉の計画外停止、基準を超える放射性物質の漏えいなどのトラブルが対象となっています。

«島根 1、2 号機のトラブル件数»

号機	2024 年度(上期)
1 号機	0 件
2 号機	0 件

●原子力防災対策

原子力災害の発生を未然に防止するための安全対策を鋭意進めるとともに、原子力災害発生時の対応能力の向上を目的とした訓練等の継続的な実施や関係自治体との連携強化など、原子力防災対策にも積極的に取り組んでいます。

原子力防災対策への取り組みの詳細については、下表より当社ホームページを参照願います。

	当社ホームページ
原子力防災対策への取り組み	https://www.energia.co.jp/anzen_taisaku/bousai_torikumi/index.html
「原子力災害対策充実に向けた考え方」に係る事業者の取り組みについて（2024 年 1 月報告）	https://www.energia.co.jp/anzen_taisaku/bousai_torikumi/pdf/bousai_torikumi_202401.pdf

●島根原子力発電所の安全対策

島根原子力発電所の安全対策の進捗状況は以下のとおりで、計画的に進めています。

【2024 年 4 月のお知らせ内容】

・2 号機　原子炉格納容器から原子炉建物内に水素が漏えいした場合に、水素濃度の上昇を抑制し、水素爆発による原子炉建物の損傷を防止するため、原子炉建物内に静的触媒式水素処理装置を設置しました。

・2 号機　火山の噴火によって発生した火山灰が、非常用ディーゼル発電機等の機能に影響を及ぼすことを防止するため、外気取入口にフィルタを追加設置しました。

・2 号機　燃料プールの状態を監視する既設の設備が失われた場合に備えて、重大事故等発生時においても使用可能な代替の監視設備を設置しました。

【2024 年 8 月のお知らせ内容】

・2、3 号機　地震・津波に対する防波壁の健全性確保に万全を期すため、耐震性および止水性を向上させる工事を行いました。

・2、3 号機　津波による漂流物（漁船等）の衝突を想定した防波壁の健全性確保に万全を期すため、防波壁の海側にコンクリート版を設置しました。

・2 号機　原子炉等の熱を除去するために取水槽内の海水を熱交換器に送る原子炉補機海水ポンプについて、津波に伴う引き波時においても海水を汲み上げることができるよう、ポンプの吸込み口の位置を下げる対策を行いました。

・2 号機　原子炉圧力容器や原子炉格納容器、燃料プールを冷却する等の機能が失われた場合に備えて、原子炉建物の外部から大量送水車により直接注水するための配管を新たに敷設しました。

東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策の実施状況の詳細については、下表より当社ホームページを参照願います。

	当社ホームページ
島根原子力発電所の安全対策	https://www.energia.co.jp/anzen_taisaku/index.html
安全対策の実施状況のトピックス	https://www.energia.co.jp/anzen_taisaku/taisaku/index.html

●１号機廃止措置の実施状況

2024 年 5 月に廃止措置計画の変更認可を受けたことから、廃止措置の第 2 段階である原子炉本体周辺設備等解体撤去期間に移行しました。※1

1 号機の廃止措置計画の概要および廃止措置の実施状況の詳細については、下表より当社ホームページを参照願います。

※1　廃止措置作業は 2017 年 7 月に着手。2024 年 5 月から第 2 段階の作業に取り組んでいます。

	当社ホームページ
廃止措置計画の概要	https://www.energia.co.jp/atom_haishi/gaiyou/index.html
廃止措置の実施状況	https://www.energia.co.jp/atom_haishi/jisshijyoukyou/index.html
廃止措置計画変更認可申請について	https://www.energia.co.jp/atom_info/press/2024/15332.html

５．請負･委託

○目的

原子力安全を達成するためには、協力会社（調達先）から提供される調達製品や作業における品質も確かなものでなければなりません。そのためには、協力会社との互恵関係を創造することが重要であり、島根原子力発電所では協力会社とのコミュニケーションの場として会議体を設置し、情報共有を図っています。

また、協力会社への定期的な社外監査の実施により、協力会社の品質マネジメントシステムや品質保証活動について確認を行っています。

○活動実績

●安全協議会と専門部会

中国電力と構内常駐の協力会社で構成し、災害防止と健康の保持増進を図ることを目的として安全協議会を設置しています。なお、安全協議会の下部組織として次の３つの専門部会を設置し、具体的事項の審議・協議および諸活動を行っています。

会議体 [開催頻度]	安全協議会および専門部会での主な活動	2024 年度 （上期）
安全協議会 [1 回/月]	○協議会活動の方針・年度計画の審議 ○安全衛生諸施策およびその実施に関する事項の審議 ○安全衛生教育の実施に関する事項の審議 ○放射線管理に関する事項の審議 ○災害時対応に関する事項の審議 ○原子力安全文化育成・維持に関する事項の審議 ○その他、以下の協議事項の審議 ・外部放射線量等、作業環境測定の実施およびその結果に基づく作業環境の改善に関する事項 ・放射線業務に係る安全衛生教育の実施方法に関する事項 ・事故時の避難、その他の措置に関する事項 ・事故事例および再発防止に関する事項　他	6 回
放射線管理部会 [1 回/月(定検時 1 回/週※1)]	○放射線管理に関する規定の周知 ○被ばく線量の低減化の方策に関すること ○災害時の対応と再発防止 ○放射線管理に関する教育の実施 ○その他放射線管理に関する諸施策	6 回
作業安全管理部会 [1 回/月(定検時 1 回/週※1)]	○各種工事に関する安全諸施策の実施 ○各種工事に関する安全教育の実施 ○関係請負人が持ち込む機械、器具等の管理に関する諸施策の実施 ○災害時の対応と再発防止 ○その他各種工事の安全に関する必要な連絡調整	12 回
衛生管理部会 [1 回/月]	○衛生諸施策の実施 ○衛生教育の実施 ○災害時の対応と再発防止 ○その他衛生に関する必要な連絡調整	6 回

※1 定検時の開催頻度は原則を記載しており、定期事業者検査の状況（定期事業者検査の長期化による主要工事の終了）により各部会で開催を判断しているため実施回数に差がある。

●品質保証連絡会の開催

定期事業者検査期間中の品質保証活動に関する事項について、定期的に品質保証連絡会を開催し、品質保証に関し協力会社と情報共有を図っています。

会議体 [開催頻度]	品質保証連絡会での主な活動	2024 年度 （上期）
品質保証連絡会 [定検時 1 回/月※2]	○調達上の要求事項に係る情報共有（品質保証仕様書等改正時の説明など） ○不適合事象や調達先不適合について紹介 ○協力会社の品質保証活動の取り組みについて紹介	1 回

※2 定検時の開催頻度は原則を記載しており、定期事業者検査の状況（定期事業者検査の長期化による主要工事の終了）により連絡会で開催を判断している。

●協力会社への監査

原子力発電設備の重要な機器について工事発注（物品の発注含む）している協力会社（4 社）および保安活動上重要な定例業務を委託している協力会社（2 社）に対して、定期的（1 回／3 年）または必要と判断した場合に社外監査を行っています。また、上記以外の協力会社については、当社が必要と認めた時に監査を行っています。

	2024 年度（上期）
定期監査	0 回
臨時監査	0 回

6．島根原子力発電所　品質保証活動に係る体制

○目的

原子力施設の安全確保のために必要な業務を確実に実施するため、図 1 および図 2 に示す「島根原子力発電所　品質保証活動に係る体制」を構築しています。

○体制の変更

保安規定改正に伴い、図 1 および図 2 の「島根原子力発電所　品質保証活動に係る体制」を変更しました。

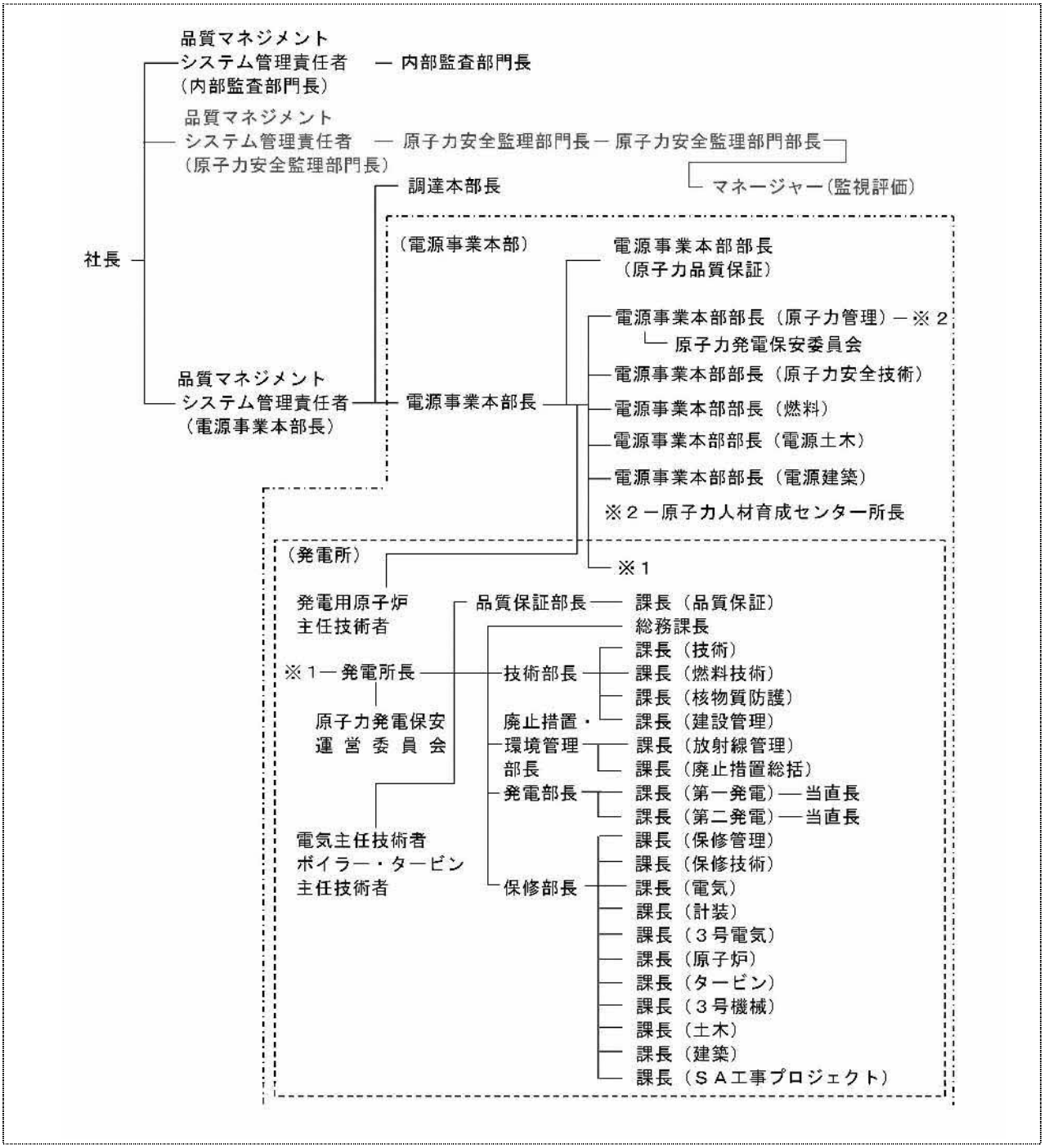

図 1．島根原子力発電所　品質保証活動に係る体制 <2 号炉および 3 号炉>

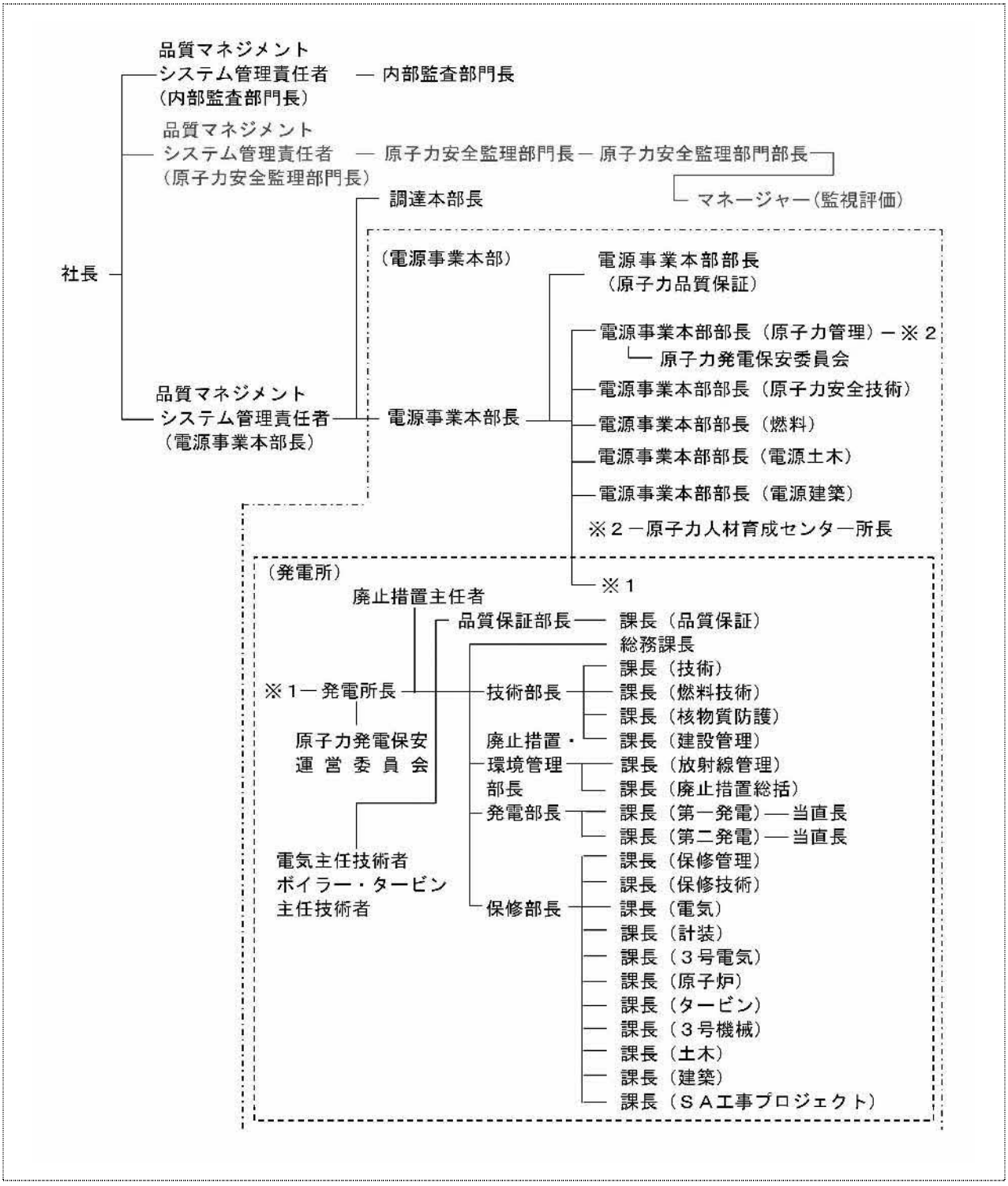

図２．島根原子力発電所　品質保証活動に係る体制＜1 号炉＞

７．教育･訓練

○目的

原子力発電所を運営管理するため、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、業務を遂行するために必要な知識や技能を習得するため、教育・訓練を実施しています。

○活動実績

保安規定改正による保安教育の変更に伴い、教育訓練計画を変更（別紙１参照）し、適切に教育を実施しています。

８．定期事業者検査

○目的

定期事業者検査は、法律（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）で規定する施設（特定発電用原子炉施設）の技術基準への適合性を電気事業者（電力会社）が定期的に確認する検査をいいます。

○活動実績

●定期事業者検査の状況

１号機の定期事業者検査については、検査対象である一部の設備に不具合が確認されたことから終了時期を未定に変更しました（終了時期変更前：2024 年４月 18 日）。

２号の定期事業者検査については、計画どおり進んでおり、特記事項はありません。

定期事業者検査実績の詳細については、下表より当社ホームページを参照願います。

	当社ホームページ
定期事業者検査実績	https://www.energia.co.jp/atom/atom7.html

９．内部監査

○目的

原子力部門（図１または図２で ‒ ･ ‒ ･･ により示す範囲）とは別組織である内部監査部門（図１または図２参照）が品質マネジメントシステム全般の監査（原子力安全管理監査）を行い、島根原子力発電所の各組織は監査結果を踏まえ必要な改善を図っています。

○活動実績

2024 年度は原子力安全管理監査をテーマ単位で実施しており、上期は年度で計画している１件を完了するとともに、４件に着手し監査を継続中です。

なお、監査結果として所見（不適合事項、改善要望事項、提言事項）[※1] が検出された場合は、「１０．不適合管理」の状態報告として必要な処置を行います。

※1 監査結果の所見

・不適合事項：要求事項に適合しない事項

・改善要望事項：不適合ではないが、そのまま放置すると不適合または品質上の問題に発展するおそれのある事項で、品質マネジメントシステムを効果的に実施し、維持するために改善することが強く望まれる事項

・提言事項：品質マネジメントシステムのプロセスの中で、その計画どおりの結果を達成するための実効性を高める事項で改善の機会として伝える事項

●監査件名：〔基本監査事項〕システム監査（業務の運営状況）

実施時期	2024 年 4 月 15 日～ 2024 年 12 月 20 日
監査対象箇所	島根原子力発電所の各組織
監査結果	（上期末時点での監査結果はなし）

●監査件名：［基本監査事項］主要業務監査「放射線管理」

実施時期	2024 年 4 月 15 日～ 2024 年 7 月 12 日
監査対象箇所	島根原子力発電所　廃止措置・環境管理部（放射線管理）
監査結果	監査で確認した範囲において、監査基準に適合し、業務においても実効的に実施されていると評価した。 不適合事項、改善要望事項および提言事項は検出しなかった。

●監査件名：［基本監査事項］主要業務監査「施設管理」

実施時期	2024 年 4 月 15 日～ 2024 年 12 月 20 日
監査対象箇所	島根原子力発電所の各組織
監査結果	（上期末時点での監査結果はなし）

●監査件名：［基本監査事項］主要業務監査「廃止措置管理」

実施時期	2024 年 4 月 15 日～ 2025 年 3 月 14 日
監査対象箇所	島根原子力発電所の各組織
監査結果	（上期末時点での監査結果はなし）

●監査件名：［重点監査事項］島根２号機の再稼働に向けた取り組みの実施状況

実施時期	2024 年 4 月 15 日～ 2024 年 12 月 20 日
監査対象箇所	島根原子力発電所の各組織
監査結果	（上期末時点での監査結果はなし）

１０．不適合管理

○目的

業務・原子力施設において、あるべき状態とは異なる状態（以下、「状態報告」という。）が発生した場合、不適合判定検討会にて協議し、業務・原子力施設の要求事項を満たしていないと判定されたものは、その状態が放置されることを防ぐため正常な状態と区分するとともに、必要な処置を行い本来のあるべき状態に戻します。

また状態報告の情報については、集約し、更なる改善に活用できるよう分析・評価を行っています。

○活動実績

●不適合管理グレード毎の内訳件数

不適合管理グレード	2024 年度（上期）
A	0 件
B	0 件
C	13 件
D	633 件
合計	646 件

島根原子力発電所における不適合情報の詳細および活動実績については、下表より当社ホームページを参照願います。

島根原子力発電所における不適合情報	https://www.energia.co.jp/atom/shimane_jyouhou/jyouhou_syochi.html

１１．原子力安全文化の育成・維持活動

○目的

過去の当社における不適切事案を踏まえ、原子力安全文化の育成・維持活動目標（「３．品質目標」参照）に基づき原子力安全文化の育成・維持活動を実施しています。

また、独立した立場で本社組織、発電所組織（協力会社を含む）に対する監視・評価活動を実施しています。

原子力安全文化育成・維持の活動項目	具体的な活動	
1.原子力安全文化を風化させず、一人ひとりに徹底する活動の推進	・職場話し合い研修 ・事例研修 ・グループ行動基準の策定・実践 ・業務点検活動 ・転入者、新入社員に対する研修	・・・継続中（5 月、12 月予定） ・・・12 月予定 ・・・継続中（5 月、12 月予定） ・・・継続中 ※ ・・・継続中 ※
2.地域に対し一人ひとりが約束を果たし続ける意識の向上	・コンプライアンス行動基準の実践 ・お客さま視点の価値観を認識する機会拡大	・・・継続中 ※ ・・・継続中 ※
3.原子力安全文化の日を中心に、安全文化の全社共有および再認識	・原子力安全文化の日	・・・実施済（6 月）
4.適切な発注業務管理の推進	・適切な発注業務に係る教育 ・発注者としての管理責任に関する教育 ・請負者に対する適切な受注業務要請	・・・12 月予定 ・・・12 月予定 ・・・12 月、3 月予定
5.原子力安全文化の育成・維持計画に統合し実施する施策他	・役員と発電所員、本社社員の意見交換 ・安全文化講演会	・・・継続中 ※ ・・・実施済（9 月）
6.協力会社の安全文化育成・維持活動への関与	・協力会社に対する表彰の実施 ・当社役員と協力会社社員との対話活動	・・・継続中 ※ ・・・11 月予定

※年度を通して適宜活動（2024 年４月～2025 年３月）

○原子力安全監理部門による監視・評価活動

現場作業や教育訓練等における当社社員や協力会社社員のふるまいの観察や意見交換の実施等により、データを収集しています。今後、これらの収集したデータにより、原子力安全文化の状態（強みや弱み）を独立した立場から分析・評価するとともに、結果について原子力部門へフィードバックし改善を促します。

活動項目	活動内容
作業観察	現場作業や教育訓練などの場において、発電所社員および協力会社社員が、どのようにふるまっているのか（手順書遵守、作業安全など）を観察する。
会議観察	本社や発電所で開催される会議の場において、出席者がどのように議論しているのか（当事者意識、リスク認識・評価、意思決定など）を観察する。
文書レビュー	本社および発電所のＱＭＳ活動に係る記録およびデータ等を確認し、各組織におけるマネジメントや意思決定などの状態をレビューする。
インタビュー	本社社員、発電所社員および協力会社社員と対話し、どのように与えられた役割・責務を果たそうとしているのか（役割理解、リスク認識、問題意識など）を聞き取る。

○原子力安全文化有識者会議

原子力安全文化の育成・維持に向けた取り組みに関する事項等について、定期的に原子力安全文化有識者会議を開催し、有識者の委員より第三者の視点からの提言をいただくこととしています。

１２．マネジメントレビュー

○目的

マネジメントレビューは品質方針および品質目標の達成度合いを評価することにより、方針や目標が形骸化するのを防ぎ、かつ、品質マネジメントシステムの実効性を継続して維持できるようにすることを目的として、トップマネジメント（社長）がレビューを行っています。（マネジメントレビューの一連の流れは（インプット⇒マネジメントレビュー⇒アウトプット）は、「主な品質保証活動の業務プロセス関連図」参照）

当社では、マネジメントレビューに関して品質マネジメントシステムの実効性に関する分析・評価を期首に（原則６月）、原子力安全文化育成・維持活動に関する分析・評価を期末（原則２月）に実施しています。

○活動実績

●2023 年度実績の品質マネジメントシステムの実効性に関する分析・評価結果をとりまとめ、2024 年 7 月 16 日に社長に報告を行いました。本マネジメントレビューにおけるアウトプット（改善指示）は以下のとおりです。

アウトプット（改善指示）	具体的取り組み
新規制基準対応で改正した多数の QMS 文書を今後運用していく中で、気付きや課題等が生じた場合は、解決に向けて速やかに改正する等、適切に対応すること。（電源事業本部長の指示を含む）	QMS 文書に係る各部所からの問合せや要望に対応する等、QMS 文書の改善に資する施策を継続的に実施する。 また、QMS 文書の主管箇所および適用箇所に向け、新規制基準対応で改正した QMS 文書およびそれ以外の QMS 文書を含めて積極的な改善を促す取り組みとなるよう周知し、フォローする。
原子力安全文化育成・維持活動が電源事業本部に集約されたことを踏まえ、より効果的な活動となるよう、自主的かつプロアクティブ（能動的、先取り）に取り組むこと。	ベンチマーク等による他社の取り組み状況や各部所からの意見を参考とし、必要により原子力安全文化育成・維持に関する活動方針等へ反映する他、効果的な活動となるような取り組みを検討する。